

施主代行者 入札説明書

1. 公告日：令和7年11月14日

2. 契約担当窓口：福岡八女農業協同組合 営農指導部 農業振興課（福岡県八女市本村 422）
電話番号：0943-23-1378

3. 参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札公告2.に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり参加資格申請書を提出し、前項の契約担当窓口から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、本競争入札に参加出来ないものとする。

(1) 提出期間：令和7年11月14日（金）から令和7年12月1日（月）まで、土日祝祭日を除く毎日、9時から17時まで。

(2) 提出場所：2.に同じ。

(3) 提出方法：申請書の提出は、提出場所へ持参することにより行なうものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 参加資格確認通知

：令和7年12月2日（火）12時00分までに書面（FAX 送信等）をもって通知する。

(5) 申請書の作成

申請書は、一般競争入札公告2.に沿って、別紙様式1により作成すること。

ア. 農業近代化施設等の施工管理業務の実績（過去3年間）を添付する。

イ. 農業近代化施設等の建築設計の実績（過去3年間）を添付する。

ウ. 一級建築士事務所登録証（写）、有資格者名簿

エ. 事業報告書（直近3ヶ年間）

法人概要とともに添付する。

オ. 申立書

(6) その他

ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 契約担当窓口は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書または資料の差し替え、及び再提出は認めない。

4. 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当窓口に対して参加資格が無いと認めた理由

について、次の通り書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

- (1) 提出期限：令和7年12月3日（水）17時まで
- (2) 提出場所：2. に同じ。
- (3) 提出方法：書面（FAX 送信等）により提出するものとする。
- (4) 契約担当窓口は、説明を求められたときは、令和7年12月4日（木）12時までに説明を求めた者に対し書面（FAX 送信等）をもって回答する。

5. 現場説明会

現場説明会は行わない。

6. 入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、次の通りにする。

- (1) 受領期間：令和7年12月1日（月）10時まで。
- (2) 提出方法：書面（FAX 送信）をもって提出する。
- (3) 質問に対する回答
：令和7年12月1日（月）12時までに書面（FAX 送信）をもって回答する。

7. 入札及び開札の日時及び場所等

入札者は次の日時・場所に出頭し、指示に従って入札書を提出する。

- (1) 時期：令和7年12月5日（金）10：30～
- (2) 場所：福岡八女業協同組合 本店（福岡県八女市本村 420-1）
- (3) その他

ア. 入札にあたっては、事業主体より参加資格があることを認められた確認通知の写しを持参し、事前に提示すること。

イ. 代理人が入札するときは、委任状を事前に提出すること。

8. 入札方法等

入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行なう。

- (1) 入札書の様式は別添のとおりとし、
 - ア. 建設管理料率（小数点第2位まで）
 - イ. 製造請負管理料率（小数点第2位まで）
 - ウ. 設計料率（小数点第2位まで）
 - エ. 契約名義人の住所・氏名・印
なお、代理人が入札書提出時は代理人の住所・記名・印（契約名義人印は不要）。
 - オ. 入札年月日
を記入する。
- (2) 入札回数は2回までとする。
- (3) 入札保証金の納付は必要無い。
- (4) 入札の無効
次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。

- ア. 入札参加資格の無い者
- イ. 代理人で委任状を提出しない者
- ウ. 入札に必要な事項を記載しない者
- エ. 同時に2つ以上の入札書を提出した者
- オ. 入札に関して不正な行為を行った者
- カ. 入札の時間に遅れてきた者

(5) 落札者の決定方法

- ア. 2回以内の入札で予定価額に達した最低価額に相当する料率入札者。
- イ. 2回の入札を行なっても予定価格に達しない場合は、不調として入札を終了する。
- ウ. 同額相当の料率入札の場合は抽選とする。

9. 施主代行委任契約の締結および設計契約の締結

本入札によって決定した料率をもって、次の通り事業主体と契約を締結する。

(1) 施主代行委任契約

- ア. 建設管理料：建設工事の決定工事額に、本入札による当該落札料率を乗じて契約する。
- イ. 製造請負管理料：製造請負工事の決定工事額に、本入札による当該落札料率を乗じて契約する。

(2) 設計契約

- ア. 設計料：実施設計額に、本入札による当該落札料率を乗じて契約する。または、実施設計額に乘じる当該落札料率のみで契約する。(※設計契約様式による)

10. 支払い条件

(1) 施主代行委任契約

令和7年度：製造請負工事費・製造請負管理料

令和8年度：建設工事費（一部）

令和9年度：建設工事費（残額）・建設工事管理料

※各年度の事業完了後に支払い（繰越の場合は繰り越した年度内に支払い）

(2) 設計契約

令和7年度：一括支払い（繰越の場合は繰り越した年度内に支払い）

11. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことが出来る。

以 上